

2012年4月23日

改正土壤汚染対策法の施行状況について

株式会社イー・アール・エス 環境部

3月23日に環境省より平成22年度分の「土壤汚染対策法の施行状況及び土壤汚染調査・対策事例等に関する調査結果」が公表されました¹。これは、都道府県及び土壤汚染対策法の事務処理を行う市（以下、都道府県と併せて「都道府県等」といいます。）への調査によって把握した土壤汚染対策法の施行状況及び都道府県等が把握している土壤汚染事例を整理した結果を、年度毎に公表しているものです。先般公表された平成22年度分の調査結果は、法第4条調査の新設や指定区域の細分化その他からなる大改正後の施行状況が反映された初めての調査結果であり、大改正の際の目論見が達成されたかを見ることができる非常に興味深いものです。本資料では、上記の調査結果より、興味深い5つのポイントを御紹介します。

その1 法第4条の土地の形質の変更の届出は何件あったか？また、調査命令ほどの程度出たか？

第4条調査は、土壤汚染対策法が関与する割合を増やすために、平成22年4月の法改正時に新たに設けられたものです。3,000㎡以上の土地の形質の変更を行う30日前までの届出義務があり、都道府県知事は、届出された土地に、施行規則第26条各号の土壤汚染のおそれの基準に該当する履歴が認められる場合に、調査命令を発出することができるかとされています。

法第4条の土地の形質の変更の届出は、平成22年度に10,815件あり、そのうち270件に調査命令が発出されました。調査命令が発出された割合は、届出があった件数の約2.5%になります。

法第4条の土地の形質の変更の届出数が最も多かったのは、北海道（札幌市、函館市及び旭川市を除く）で1,812件ありました。ただし、調査命令は1件も発出されていません。次に多かったのが沖縄県の457件です。こちらは調査命令が4件発出されています。

一方、土地所有者としては、調査命令が発出される割合が気になるところです。全体としては、上述したように約2.5%の割合で調査命令が発出されていますが、調査命令を発出した自治体は68で全体の4割強に過ぎません。表-1に調査命令発出の割合が高かった上位10自治体を示します。調査命令が発出された割合が最も高かったのは枚方市の56%で、以下、大阪市や東京都の他、神奈川県自治体が多く見られます。また、地方別に調査命令発出の割合をみる（表-2参照）と、関東地方（7.1%）、近畿地方（5.7%）、九州地方（1.7%）の順であり、三大都市圏である東海地方はその次（1.4%）になります。表-1には出てきませんが、一定規模以上の土地改変時の土地利用履歴調査を条例で規定している愛知県では県、市ともに調査命令が1件も発出されていません。

第4条調査の対象となりそうな土地については、命令を発出する前に自主調査を実施し、汚染が確認された場合には、第14条の指定の申請をするよう指導している自治体もあるようです。この場合についても、土地の形質の変更の届出は必要ですが、調査命令は出されません。第4条調査については、届出時の地歴調査等の提出要請も含めて、都道府県等の運用が刻々変化しており、平成23年度以降の調査命令発出の状況もそれにつれて変化するものと考えられます。

¹ <http://www.env.go.jp/water/report/h23-02/index.html>

表－1 第4条調査の調査命令発出の割合が高い自治体

自治体名	土地の形質の変更の届出件数	調査命令発出件数	調査命令発出の割合
枚方市	25件	14件	56.0%
川口市	7件	3件	42.9%
大阪市	47件	15件	31.9%
神奈川県	42件	11件	26.2%
茅ヶ崎市	4件	1件	25.0%
平塚市	19件	4件	21.1%
相模原市	20件	4件	20.0%
横浜市	108件	20件	18.5%
東京都	340件	58件	17.1%
寝屋川市	6件	1件	16.7%

表－2 地方別の第4条調査の調査命令発出割合

地方	土地の形質の変更の届出件数	調査命令発出件数	調査命令発出の割合
北海道	1970件	1件	0.1%
東北	988件	5件	0.5%
関東	2107件	149件	7.1%
甲信越	728件	7件	1.0%
東海	775件	11件	1.4%
北陸	344件	4件	1.2%
近畿	1087件	62件	5.7%
中国	615件	2件	0.3%
四国	308件	2件	0.6%
九州	1573件	27件	1.7%

※表－1、表－2ともに「平成22年度 土壤汚染対策法の施行状況及び土壤汚染調査・対策事例等に関する調査結果」に掲載されたデータをもとにERSにて作成した。

その2 法第14条の指定の申請はどのくらいあったか？また、その理由は？

法第14条の指定の申請も、土壤汚染対策法が関与する割合を増やすために、平成22年4月の法改正時に新たに設けられたものです。自主調査等の結果より、土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないものと考えられる場合に、土地の所有者の意志によって申請を行い、要措置区域等として指定されるものであり、義務ではありません。

平成22年度の法第14条の指定の申請の件数は89件でした。この89件について、指定の申請がされた理由を表－3に示します。これらの理由は都道府県等から回答されたものなので、指定の申請を行った土地所有者等の本音が出ていない可能性もありますが、実例についてはいくつか参考になるものもあります。例えば、「土地売買時の買主側の希望により」という実例は、法第14条の指定の申請が不動産取引時の条件となりうることを示していますし、「情報公開し、対策を確実に行う必要があったため」という実例は、自主的な土壤汚染調査・対策に関する開示情報の透明性・公正性を担保するために、周辺住民等から法第14条の指定の申請を求められうることを示しているものと理解されます。

表－3 法第14条の指定の申請を行った理由

(重複有)

指定の申請を行った理由	件数	実例
自主調査により汚染が確認されたため	31	<ul style="list-style-type: none"> ・自主調査の結果、土壤もしくは地下水の汚染が確認されたため。 ・申請者が自主調査結果に基づき区域の指定を希望したため。 ・汚染された土地を改変しようとしたため。 ・既存施設を取り壊し、施設を新設するため。
法第4条第2項に該当することが見込まれたため	16	<ul style="list-style-type: none"> ・法第4条第2項の調査命令発出による土地改変等工事のスケジュールへの影響を抑えるため。
法の管理下に置くことにより適正管理・汚染拡散防止を図るため	11	<ul style="list-style-type: none"> ・指定解除の際に除去された旨の公的な確認を得るため。 ・同敷地内の法対象の土地と法対象外(かつ条例対象)の土地と一括管理するため。 ・情報公開し、対策を確実に行う必要があったため。 ・法対象外ではあるが汚染が確認された土地について、適正管理・汚染拡散防止のため。
土地改変等開発行為の促進・円滑化のため	11	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事の早期着手のため。 ・開発工事等の工期への影響を図るため。

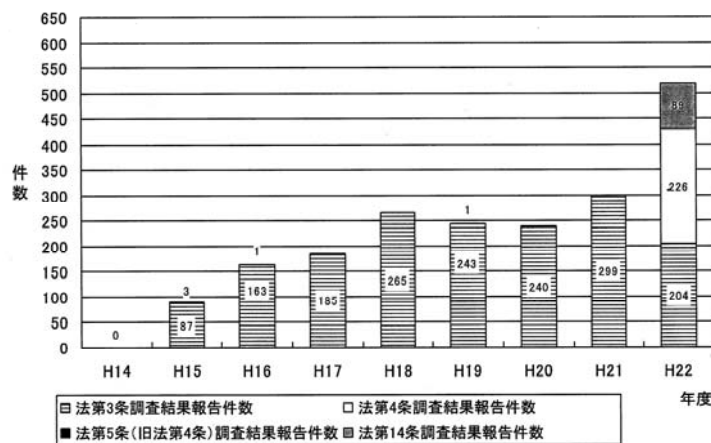
不動産取引の円滑化を図るため	9	<ul style="list-style-type: none"> ・土地売却に際し、汚染状況を示す必要があったため。 ・指示措置に従い、土地の有効利用を図るため。 ・工場跡地を売却するため。 ・土地の売買時の買主側の希望により。 ・事業所の所有者変更時に調査し、汚染が判明したため。
敷地内/隣接地の汚染土壤の持ち込み・処理のため	9	<ul style="list-style-type: none"> ・隣接する要措置区域等から汚染土壤を持ち込み、保管や不溶化処理等を行うため。 ・同一敷地内で汚染土壤を移動させ、処理を行うため。 ・汚染土壤の運搬経路および汚染土壤置場となる土地があるため。
不明	6	—

出典:「平成 22 年度 土壤汚染対策法の施行状況及び土壤汚染調査・対策事例等に関する調査結果」

その3 調査・対策において土壤汚染対策法が関与する割合は増えたのか？

平成 20 年 12 月の中央環境審議会答申²では、「法に基づかない自主的な調査による土壤汚染の発見の増加」が課題とされ、改正土壤汚染対策法における調査契機の追加(法第4条調査:その1参照)及び法第 14 条の指定の申請(その2参照)が設けられました。

図-1に土壤汚染対策法に基づく調査結果の報告件数の推移を示します。平成 21 年度までは概ね 240～300 件程度で推移していたものが、平成 22 年度は 519 件に増えました。件数だけでみると、ほぼ倍増と言えますが、一方、上記の答申では、国内で行われた土壤汚染の調査件数のうち、土壤汚染対策法に基づく調査の割合は2%程度とされていましたので、件数が倍増した平成 22 年度においても割合としては数%程度ではないかと思われます。改正後においても、国内で行われている土壤汚染調査の大半が自主調査として行われているといえます。



出典:「平成 22 年度 土壤汚染対策法の施行状況及び土壤汚染調査・対策事例等に関する調査結果」

図-1 土壤汚染対策法に基づく調査結果の報告件数の推移

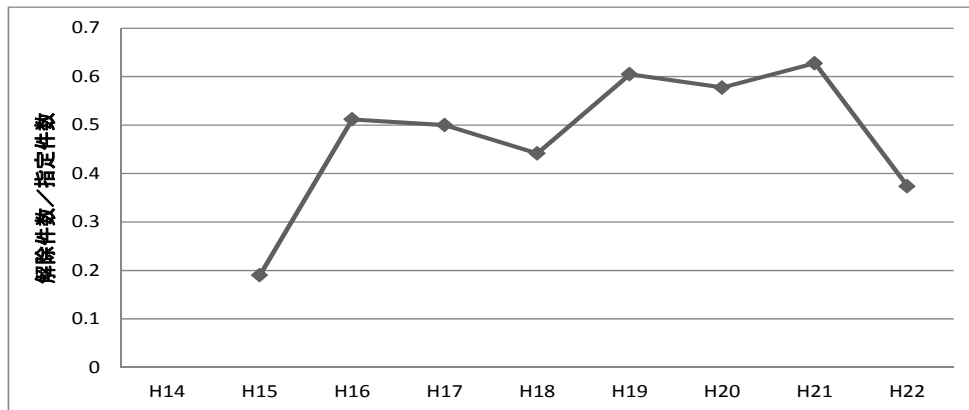
その4 掘削除去偏重は解消されたか？

土壤汚染対策法改正時のもう一つの大きな課題が「サイトごとの汚染状況に応じた合理的な対策」であり、掘削除去による土壤汚染対策を抑制するために、対策の必要性によって要措置区域と形質変更時要届出区域に区域の種類を区分するとともに、対策が必要である要措置区域についても汚染状

² 中央環境審議会 「今後の土壤汚染対策の在り方について(答申)」(平成 20 年 12 月 19 日)

況に応じて最低限必要な対策方法を都道府県知事が指示(指示措置)することとされました。

掘削除去偏重がどの程度解消されたかを類推する目的で、年度毎の形質変更時要届出区域及び旧指定区域の指定件数に対する解除件数の比率の推移を見てみます(図-2参照)。近年は上記の比率が0.6程度であったのが、平成22年度は0.37まで下がっており、土壤汚染対策法改正の狙いであった掘削除去偏重の解消の萌芽が表れている可能性があります。



※「平成22年度 土壤汚染対策法の施行状況及び土壤汚染調査・対策事例等に関する調査結果」に掲載されたデータをもとにERSにて作成

図-2 年度毎の形質変更時要届出区域の指定件数に対する解除件数の比率の推移

その5 認定調査は実際に行われているのか？

要措置区域及び形質変更時要届出区域(以下、「要措置区域等」といいます。)から区域の外へ搬出する土壤は、基本的に汚染土壤処理業の処理施設へ搬出しなければなりません。土壤の分析を行った結果、25種の特定有害物質すべてについて土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合した場合については、その結果を都道府県等に報告して認定を受けることによって、土壤汚染対策法の汚染土壤の規制の枠組みから外れ、通常の土壤として取り扱うことができるようになります。この土壤の分析の調査を認定調査といいます。

平成22年度の調査結果では、同年度の認定調査の実施件数は5件実施とされています。しかし、認定調査については、調査の結果、土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しなかった場合には都道府県等への報告義務はありません。よって、この5件という件数は、認定調査の実施件数ではなく、都道府県知事による認定を受けた件数とみるのが適当です。一方、同年度に汚染土壤処理業の処理施設へ搬出された件数³と比較すると、都道府県知事による認定を受けて通常の残土処理が可能になった事例はかなり少数であるといえます。認定調査については、平成23年7月の施行規則の改正で、区域指定の事由となっている特定有害物質の種類以外の項目について調査頻度が緩和されていることから、平成23年度以降は都道府県知事による認定を受ける件数が増加する可能性があるものと考えます。

以上

※本資料は、環境省からの公表資料の掲載内容に対する弊社の見解を示したものです。

※弊社の許可なく、本資料の全部又は一部を転載することを禁じます。

³ 浄化等処理施設への搬出82件、セメント製造施設への搬出24件、埋立処理施設への搬出17件